



暗号資産に関する 改正資金決済法等について

UHY FAS ニュースレター / 2019年4月

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が2019年3月15日国会に提出された。改正内容のうち主なポイントは下記の通りである。

1. 呼称変更

「仮想通貨」から「暗号資産」へ呼称を変更する。同様に「仮想通貨交換業」は「暗号資産交換業」、「仮想通貨交換業者」は「暗号資産交換業者」へ呼称変更。

2. 暗号資産の管理業務規制

内部管理体制充実の一環として、分別管理（履行保証暗号資産以外、コールド・ウォレットによる管理）や、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ロンダリング、及びテロ資金供与対策規制（AML/CFT）の遵守が求められている。

3. 参入規制

暗号資産交換業者は、認定資金決済事業者協会に加入し、協会の自主規制に準じる内容の社内規則を遵守するための整備・運用を行う必要がある。

4. 登録

暗号資産デリバティブ取引を取り扱う場合は、第一種金融商品取引事業者の登録が必要である。不招請勧誘の禁止、ロスカット規制、説明義務等証券会社と同レベルの義務が課される。カストディ業務のみを行う業者も、暗号資産交換業者として登録しなければならない。

5. ICO (Initial Coin Offering) の規制

収益分配を受ける権利が付与されたICOトークン（「電子記録移転権利」と定義）は、有価証券に追加され、金融商品取引法が適用になる。

集団投資スキーム（みなし有価証券）持分の場合も、暗号資産を金銭とみなして金融商品取引法上の有価証券に該当する。暗号資産と有価証券の交換を事業とする場合は、仲介や自己募集に応じて、それぞれ第一種金融商品取引業、第二種金融商品引業の登録が必要である。

本文は、資金決済法改正案の一部を要約したものであり、内閣府令で規定されるものを、ダイジェストで紹介するために作成されました。したがって、個別の詳細な解釈については、監督官庁、あるいは金商法専門の弁護士事務所にお問い合わせください。



コンタクト

株式会社 UHY FAS

齊藤 守人 - バイス・プレジデント

Email: saito.fas@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1395 / Fax: +81 3 5410 2475

Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-fas>

